

中津市手話言語の普及と障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

中津市長

中津市条例第16号

中津市手話言語の普及と障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

会話や言葉として使われる言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。全ての人は、人と出会い、言葉を交わし、自分の生活に関わる人との多様な関係をつくる中で、その人らしい豊かな生活を送る権利を有している。

しかし、ろう者（手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ。）にあっては、ろう学校において手話の使用が事実上禁止され、長年にわたり口話法が行われる等、手話が言語として認められてこなかった歴史をもつ。

こうした中、平成18年に「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と規定された障害者の権利に関する条約が国際連合で採択され、平成26年1月に日本が批准し、ようやく手話がろう者にとって欠かすことができない言語であることが国内外で認められることになった。

また、同条約は、「意思疎通」には、手話を含む言語、文字の表示、点字、音声、触覚、平易な言葉等による多様な手段及び様式があるとし、手話や点字を含む意思疎通手段の多様性を規定し、同条約の趣旨を反映した障害者基本法の改正は、コミュニケーション手段の選択と利用の機会が確保されていない障がい者にとって進歩であり、自立と社会参加に変化をもたらすものとなった。

このような国内外の社会的状況に鑑み、市においても、障がいの特性に応じた意思疎通手段の選択と利用の機会を確保し、地域社会で暮らす人と人との関係づくりを促進することにより、もって障がい者の意思疎通の権利を実現するため、障害者の権利

に関する条約の理念を広く市民と共有する努力が必要である。

手話が言語であり、点字が文字であるとの認識に基づき、手話や点字を含めた障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解と広がりをもって地域で支え合い、誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であること（以下「手話言語」という。）への理解の普及並びに障がい者がそれぞれの障がいの特性に応じたコミュニケーション手段による情報を取得しやすい環境及びコミュニケーションをしやすい環境整備に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進し、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (2) 社会的障壁 法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。
- (3) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段 手話、触手話、口話、身振り、要約筆記、筆談、点字、指点字、浮き出し文字、音訳、朗読、代読、代筆、拡大文字、平易な表現、絵図、絵文字、記号、透明文字盤、重度障がい者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障がいの特性に応じて利用される意思等の伝達手段をいう。
- (4) 合理的配慮 個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の表明があった場合に、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう行う必要かつ適切な現状の変更又は調整であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解普及は、手話が独自の言語であることを基本理念に行われなければならない。

2 障がい者が、それぞれの障がいの特性に応じたコミュニケーション手段による情報を取得しやすい環境及びコミュニケーションをしやすい環境の整備は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 障がいの有無にかかわらず、全ての市民が平等に情報を取得できるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を自ら選択できること。
- (2) 全ての市民は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段について、相互に理解し、それぞれの人格と個性を尊重することを基本とすること。
- (3) 市、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携して取り組むものであること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、手話言語に対する理解の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段が使える環境整備の促進に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう努めるものとする。

- (1) 手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者、点字技能士、点訳者、音訳者、情報支援も必要とする方の移動支援従事者、盲ろう者向け通訳介助者及び知的障がい者又は発達障がい者等への伝達補助等を行う支援従事者等障がいの特性に応じたコミュニケーション支援従事者の育成と確保に関すること。
- (2) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する市民の理解及び利用の促進並びに普及を図るための取組の推進に関すること。
- (3) 公的機関及び事業者が合理的配慮を行うために必要な支援に関すること。
- (4) 施策の総合的推進に必要な財政上の措置に関すること。

(市民の役割)

第5条 市民は、第3条に規定する基本理念に基づき、手話言語に対する理解を深めるとともに、前条第1項に規定する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条に規定する基本理念に基づき、手話言語に対する理解を深

め、第4条第1項に規定する市の施策に協力するよう努めるとともに、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段について合理的配慮を行うよう努めるものとする。

(施策の策定方針)

第7条 市は、法第11条第3項の規定に基づく障害者計画において、第4条第1項に規定にする施策の基本的な方針を定めるものとする。

2 市は、前項の方針を定めるに当たっては、障がい者、保護者及びその支援者等（以下「障がい者等」という。）の意見を聴く機会を設けなければならない。

3 市は、施策の検証のため年1回以上、障がい者等の意見を聴く機会を設けるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。